



新年のご挨拶

福祉オンブズおかやま理事長 高崎 和美

2025 年、あけましておめでとうございます。2024 年は、障害者支援の事業所について、採算の思わしくない事業所への支援を減らす政策が実施に移されました。A 型事業所（利用者に最低賃金以上を支払う）の縮小・閉鎖が相次ぎたくさんの障害者が解雇されました。障害当事者やその家族の困り感は計り知れません。

また、高齢者関係でも、訪問介護（ホームヘルパー）についても基本報酬が引き下げられ、岡山県内でも事業者の閉鎖、倒産のニュースが聞こえてきます。老後を住み慣れた家で過ごせるかどうかの不安がじわじわ広がります。

「生産性が悪い事業は整理せざるを得ない」「福祉といえども市場経済に対応しなくては」ということが言われるけど、どうなのかなあ。

と、思っていたところ、最近ラジオで、「経済的刺激の与える影響」についてとある大学の名誉教授が語るのを聞きました。「いいことをしたらお金で支援する」「ちゃんとしなければお金のペナルティを与える」などお金でコントロールする政策が広がっているけれど、それをしたら、「いいこと」や「ちゃんとする」ことが何のためなのかが忘れられ、世の中はお金の損得だけの話になっていくと。

生産性を上げること自体は大切なことだけれど、福祉の理念が忘れられてはいけない。福祉は障害があっても年をとっても安心して生きられる社会を目ざす。そのための制度だということ忘れてはなりません。福祉オンブズは、これからも市民と一緒に考え、この趣旨から発信していきます。一人の困りごとを個別のことで済ませず、社会の問題として提起し、行政にも物申す。その原点を忘れず、本年も活動します。

今年も、新規会員大募集中です。お気軽にお声掛けください。

人権相談 受付中！

電話による相談は、毎週日曜日午前 10 時から午後 3 時まで。当法人のホームページからメール相談も受け付けてます。当法人の相談員が福祉サービスでの人権問題を一緒に考えます。

TEL：080-2885-4322 ホームページ URL：http://f-onbuzu.com/

E メールアドレス：f.ombuds.okayama@gmail.com

【報告】福祉について語ろう！完全オンライン福祉オンブズカフェ開催中

完全オンライン方式の福祉オンブズカフェも 18 回となりました。今年度の福祉オンブズカフェはこれで終わりますが、次年度 4 月には第 19 回を企画しています。

今回は、第 18 回福祉オンブズカフェの話題を振り返ってみます。

○第 18 回テーマ「新生児のゼロ日死亡を防ぎたい、女性の人生の岐路を支える」

開催日：2024 年 12 月 21 日（土）

話題提供者：小林智子さん（NPO 法人妊娠しえと SOS 理事長）

小林理事長はもともと岡山県の委託を受け思春期から更年期まで幅広く相談を受け持つ「性と健康の相談センター」の相談員をされていたが、そこではアウトリーチ、同行支援や居場所の設置等がないので、2022 年 2 月に同志 11 人で NPO 団体を設立し、同年 6 月に相談窓口を設置し、2024 年 4 月から緊急一時的な宿泊施設を開所しました。相談方式は、メール（6 割）、電話（4 割弱）、対面の面談で毎月 15 件～25 件の新規相談があり、男性の相談は 25%、10 代が 62%で、若い方からの相談が多いとのことでした。相談内容は、妊娠不安や避妊に失敗したというものが 22%、妊娠継続か中絶かの悩みが 11%、中絶を決めた後の悩みが 11%、産むしかない週数に入ってしまったという悩みが 20%、あとは経済的な悩みで住居や居場所がないという悩みが 12%、誰にも言えないとか知識不足が 7～8%です。親や相手が反対しているという悩みもあります。その後さまざまな相談事例の紹介がなされました。

令和 4 年度は妊娠不安が相談の 50%だったものが、令和 5 年度は、経済的困窮や居場所がない、妊娠継続を悩むという相談内容が増加したそうです。相談者には多様な背景があり、それぞれ状況が異なり、同じ事例はない中、試行錯誤しながら、経験値を積み上げて来られました。SOS 相談窓口の限界と居場所の役割を認識しながら、緊急性のアセスメントを適切に行い、他機関と情報共有できるよう、コミュニケーション力が一層重要で、つなぎながらやっていくことが大切と強調しておられました。進学や就職で他府県に住民票を置いたまま、妊娠後は実家で過ごす妊婦さんもおられる中、実際に他府県の SOS 窓口機関の方と連携し、県をまたいだ支援も積極的に行っておられるそうです。

活動紹介の後、会場から、赤ちゃんポストの設置や匿名出産についての見解を問う質問がありました。小林理事長は「多くの方はギリギリのところで複合的な困難を抱え、悩んでおられます。救える可能性のある命があれば、寄り添って支援につなげていくべきではないでしょうか。」と答えておられました。熱い魂に深い感動を覚え、私たちに何ができるだろうかと考えさせられました。こういった団体の存在を広く福祉業界や学校現場（通信制高校、フリースクールなど多様な学びの場を含む）にこまめに情報提供を行い、困っている人を支援につなげることが大切であると強く思いました。

文責：増田 知代（理事）

2024 年度人権福祉講座のご案内

「どうなる？私たちの老後と在宅生活

—令和 6 年度介護報酬改定後の訪問介護現場から—」

令和 6 年度岡山市人権啓発活動補助金

講 師：木村教代さん（岡山医療生活協同組合 ヘルパーステーション レインボー）

宮内 祥さん（株式会社創心會・岡山県社会福祉士会理事）

日 時：2025 年 2 月 15 日（土）10 時 00 分～11 時 30 分

場 所：きらめきプラザ 2 階 ゆうあいセンター研修室

〒700-0807 岡山市北区南方 2 丁目 13 番 1 号

参加費：500 円（当日、会場受付にて支払いをお願いします）

定 員：30 名

介護等を必要とする高齢者やその家族にとって、介護保険制度はなくてはならない存在です。そしてその介護保険制度は、社会情勢やサービス事業所、介護従事者等の実情に合わせ、3 年ごとの介護報酬改定が行われています。

ところが、今回の令和 6 年度改定については、サービスによって大きく明暗の分かれる内容でした。特に地域生活の要である訪問介護（ホームヘルプ）事業所にとって、その基本報酬の引き下げは事業所存続の危機となるケースも出てきました。

今回の改定を経て訪問介護はどうなったのか、そもそもなぜこのような改定となったのか、現場や関係者からの声を届けます。改定後 1 年を経過する今こそ、この出来事を通し、これからの私たちの老後と在宅生活の展望や課題について考えてみませんか。

◆木村さんからのメッセージ

「介護報酬改定に伴い、経営が苦しい状態です。今の現状では、人員も増やせません。多忙になると、ヘルパーの体調不良や危険が伴います。ヘルパー不足は、直結して利用者に負担をかけます。訪問介護の現状をお話しします。」

◆宮内さんからのメッセージ

「訪問介護を取り巻く制度の方向性、事業運営している事業者の悩みや動きなどを少しでも知っていただき、これからの生活を考えるきっかけにしたいだけのお伝えいたします。」

申込方法：事前に当団体の FAX・メールにてご連絡ください。

FAX：086-244-0120（FAX 専用ダイヤル）

E-mail：f.ombuds.okayama@gmail.com

・FAX・メールの場合は、必要事項（①氏名・②住所・③電話番号・④E メールアドレス（ある場合）・⑤当法人の会員か非会員か）を記入の上、当団体にご送付ください。

・電話の場合は、毎週日曜日 10 時～15 時までお電話ください。

TEL：080-2885－4322（相談ダイヤル兼）

※申込締切：定員になり次第締め切りとさせていただきます。

今回は、岡山で生活保護引き下げが生活保護法に違反するという判決が出た裁判の代理人を務めている則武透さんに、訴訟の報告をいただきます。この裁判は今、広島高等裁判所岡山支部で控訴審中です。全国の動きも含めて、今どうなっているのか、ぜひお読みください。

生活保護引下げ違憲訴訟岡山地裁勝訴判決報告

—朝日訴訟発祥の地での勝利の意味するもの—

弁護士 則武 透

1 判決

2024 年 10 月 28 日、生活保護利用者 38 名（提訴時は 46 名）が国及び地方自治体を被告として、2013 年から行われていた裁判（生活保護基準の見直しを理由とする保護変更決定処分（生活保護基準引下げ）の取消等を求める）について、岡山地方裁判所第 2 民事部（上田賀代裁判長）は、各処分を取り消す原告勝訴の判決を言い渡した。

現在、全国 29 都道府県で 1000 人を超える原告が「いのちのとりで裁判」と呼ばれる同種の裁判を闘っている。そして岡山での判決は、今までに出た 29 の地裁判決の中で、18 番目の原告勝訴判決である。

2 今回の岡山地裁判決の 3 つの特徴

- ①これまでの勝訴判決と同じく、保護基準の改定についてはその判断過程を統制すべき、との考えを強く踏襲したこと、
- ②ゆがみ調整の改定率の算出にあたり、減額改定のみならず増額改定となる部分についても 2 分の 1 調整をしたことは被保護者の生活への影響等の観点からみて、裁量権の範囲の逸脱または濫用が認められる（行政が裁量をもっているからといって何をしてもよいことにはならない）。としたこと
- ③デフレ調整を行う判断の過程において、ゆがみ調整に加えてデフレ調整を行った場合の生活扶助基準が一般所得者世帯における消費水準と均衡したものかどうか、について適切な検討及び検証がなされていないという点で判断過程に過誤ないし欠落があり、裁量権の範囲の逸脱または濫用が認められるとしたことである。

3 判決後の動き

この判決について、被告の岡山県・岡山市・国などに対し、控訴を断念することを弁護士・原告団・支援者が強く求めたが、不当なことに、被告らは11月8日に広島高等裁判所岡山支部に控訴し、裁判は続いている。

4 東京での要請行動

被告らが控訴した直後の11月12日、私は「いのちのとりで裁判」の全国アクションの最高裁判所への要請、厚労省への要請行動に参加した。

早朝8時から最高裁判所西門でビラを撒き、10時から最高裁へ要請、14時から厚労省へ要請、さらには15時半からの厚労省記者クラブでの記者会見と、目まぐるしい一日であった。

ところで「いのちのとりで裁判」は、逆転敗訴した大阪高裁、逆転勝訴した名古屋高裁を含む計5つの高裁判決がこれより前に上告されていて、いずれも最高裁第三小法廷（最高裁には3つの小法廷（1つに裁判官5人）がある）にこれらの事件が係属している。

裁判長は宇賀克也裁判官である。宇賀裁判官は行政法が専門の学者出身の最高裁判事であり、選択的夫婦別姓訴訟で夫婦同姓を強制する現在の民法は違憲であるとの少数意見を述べるなど、骨のある判決を書いている。その宇賀裁判官が裁判長を務める第三小法廷に事件が係属したことは、最高裁でも勝利の可能性が十分にあることを示している。

この11月12日の要請で、わたしは、

① 最高裁判所に対しては、岡山から提起された朝日訴訟最高裁判決の中に奥野健一裁判官の補足意見（判断過程を統制すべきという考えの萌芽ともいえる内容※）があり、それが今花開いていることを強調して、第三小法廷でも、裁判官が勇気を振り絞って判決を下して欲しいと訴えた。また、

② 厚生労働省に対しては、朝日訴訟では、裁判の最終決着を待たずに東京地裁浅沼判決（原告勝訴）が出た翌年に大幅な生活扶助基準の引上げが実施されたこと、つまり、この問題は、政治決断さえすれば、解決できる問題であることを強調した。

5 岡山は、今から60年前に朝日茂さんが原告となって「健康で文化的な最低限の生活」を問うた「人間裁判」の闘われた地である。「権利は闘う者の手にある」との朝日茂の遺言に応えるためにも、最後の勝利の日まで闘いの手を緩めることはできない。みなさまの変わらぬご支援をお願いしたい。

※奥野裁判官は、多数意見のように、生活保護受給権が単に厚生大臣が最低限の生活を維持するに足りると認めて設定した保護基準による保護を受ける権利に過ぎないと解する見解には承服できないとしたうえで、「厚生大臣の保護基準設定行為は、客観的に存在する最低限の生活水準の内容を合理的に探究してこれを金額に具現する法の執行行為であって、その判断を誤れば違法となって裁判所の審査に服すべきこととなる」という意見を述べた。

特定非営利活動（NPO）法人 福祉オンブズおかやま 第 12 回定時総会について

平素は当法人活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、第 12 回定時総会を下記のとおり開催いたします。お忙しいことは存じますが、万障お繰り合わせのうえご出席くださいますようお願い申し上げます。

NPO 法人福祉オンブズおかやまも 11 年目に入りました。この間も、社会情勢は変化を続け、それに伴い人権問題でも新たな課題が見えてきています。行政への提言から社会問題の解決をめざす私たちの活動は、重要性を増していると言えます。

定時総会の日程は下記のとおりです。当日、皆様にお会いできることを楽しみにしています。

なお、定款に従い、一定数の参加者が総会に要求されます。ご参加がかなわない場合にはお手数ですが総会ご案内に従って書面表決による意思表示をお願いいたします。

記

日時：2025 年 5 月 24 日（土）10 時 00 分～12 時 40 分

・定時総会 10 時 00 分～11 時 00 分

・記念講演 11 時 10 分～12 時 40 分

場所：きらめきプラザ内ゆうあいセンター大会議室

議案：

1. 2024 年度 活動報告
2. 2024 年度 決算
3. 2025 年度活動方針案
4. 2025 年度 予算案

記念講演：講師調整中

以上

ご報告：会報の電子化は当面行いません。

会報を電子化して、Web で読んでいただくことにより経費削減と事務負担を軽減する検討が行われていることを、32 号にてお知らせしました。

理事会で具体的に検討したところ、突然すべてを電子化するのでは会報を読めない会員も出てくる危険があり、電子化に対応できない方に紙の会報を残した場合には、経費削減の効果は小さく、事務負担は減らないことがわかり、当面は今までどおりすべて紙媒体でお届けすることになりましたのでご報告します。